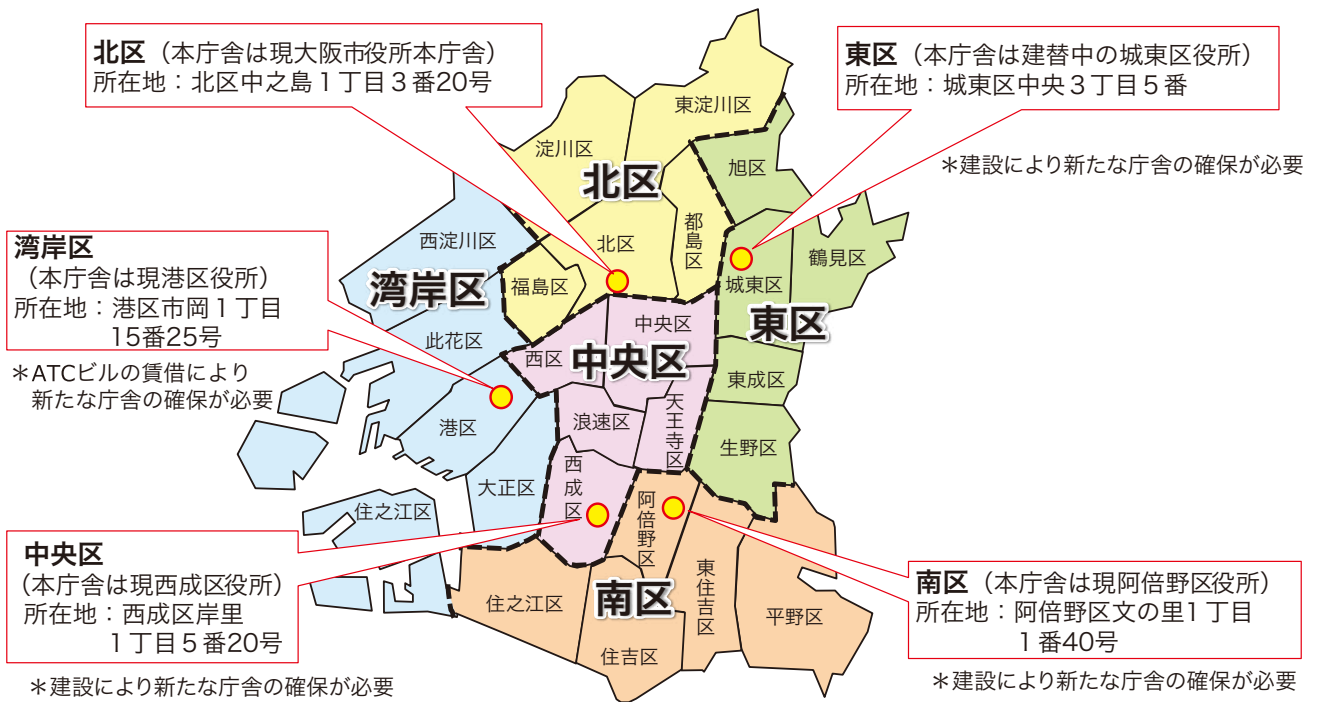


①特別区の設置の日

■特別区の設置の日は、平成 29 年 4 月 1 日です。
現在の大阪市域に 5 つの特別区が誕生することになります。

②特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数

■特別区の名称・区域、本庁舎（主たる事務所）の位置と議員定数は次のとおりです。

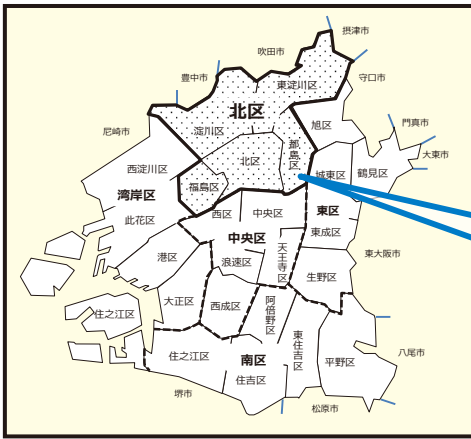


名称	特別区の区域	特別区議会議員の定数	議員の報酬
北区	大阪市都島区、北区、淀川区、東淀川区、福島区	19人	市条例(昭和 31 年条例第 32 号)に規定する報酬額の 3 割減
湾岸区	大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区(南港北 1～3 丁目、南港東 2～9 丁目、南港中 1～8 丁目、南港南 1～7 丁目の区域に限る)	12人	
東区	大阪市城東区、東成区、生野区、旭区、鶴見区	19人	
南区	大阪市平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、住之江区(湾岸区となる区域を除く)	23人	
中央区	大阪市西成区、中央区、西区、天王寺区、浪速区	13人	

ひとくちメモ

現在、大阪市の 24 区役所及び保健福祉センターで実施している事務は、住民の方々の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の本庁舎及び支所等にして、窓口業務などを引き続き行うこととしています。

③—I 北区の概要



【特別区の区域】

都島区、北区、淀川区
東淀川区、福島区

【人口】

628,977人(平成22年国勢調査)

【面積】

46.94k m²

【本庁舎(主たる事務所)】

現 大阪市役所本庁舎

【区議会議員の定数】

19人

*支所等の名称は仮称

【支所等】

現 都島区役所、現 北区役所、現 淀川区役所
現 東淀川区役所、現 福島区役所
現 東淀川区役所出張所

(現在の区役所等は区の支所等として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)

■北区の主要統計

【人口等】

(H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
628,977人	568,422人	961,509人
年齢別人口比		
15歳未満	15~64歳	65歳以上
10.7%	69.4%	19.9%
世帯数	昼夜間人口比	面積
332,363世帯	153%	46.94km ²

【産業】

(H24 経済センサス等)

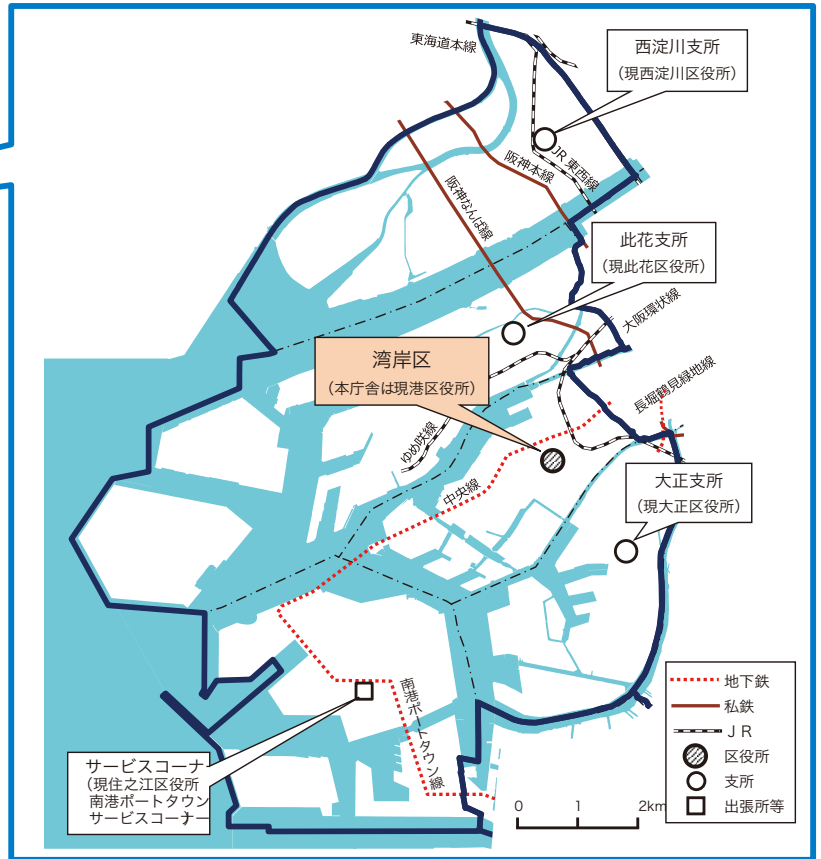
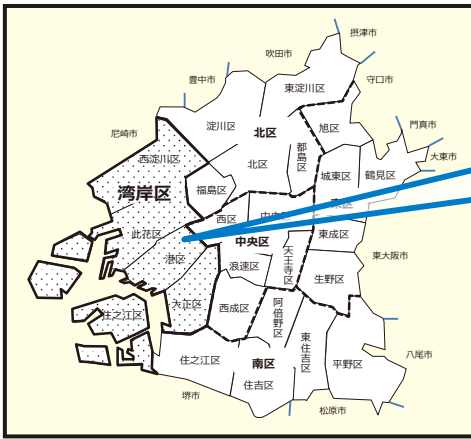
全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
6兆6,354億円	54,555か所	717,444人
商業販売額		工業出荷額
14兆7,991億円		1兆1,781億円

【子育て・教育】

(H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
85カ所	43園	64校	29校	15校	5校

③一Ⅱ 湾岸区の概要



【特別区の区域】

此花区、港区
 大正区、西淀川区の全域
 住之江区(南港北1～3丁目
 南港東2～9丁目、南港中1～8丁目
 南港南1～7丁目の区域に限る)

【人口】

343,986人(平成22年国勢調査)

【面積】

58.39k m²

【本庁舎(主たる事務所)】

現 港区役所

【区議会議員の定数】

12人

【支所等】

現 此花区役所、現 大正区役所、現 西淀川区役所
 現 住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナー

(現在の区役所等は区の支所等として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)

*支所等の名称は仮称
 *ATCビルの賃借により新たな庁舎の確保が必要

■湾岸区の主要統計

【人口等】

(H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
343,986人	276,686人	372,363人
年齢別人口比		
15歳未満	15～64歳	65歳以上
12.5%	64.4%	23.1%
世帯数	昼夜間人口比	面積
154,953世帯	108%	58.39km ²

【産業】

(H24 経済センサス等)

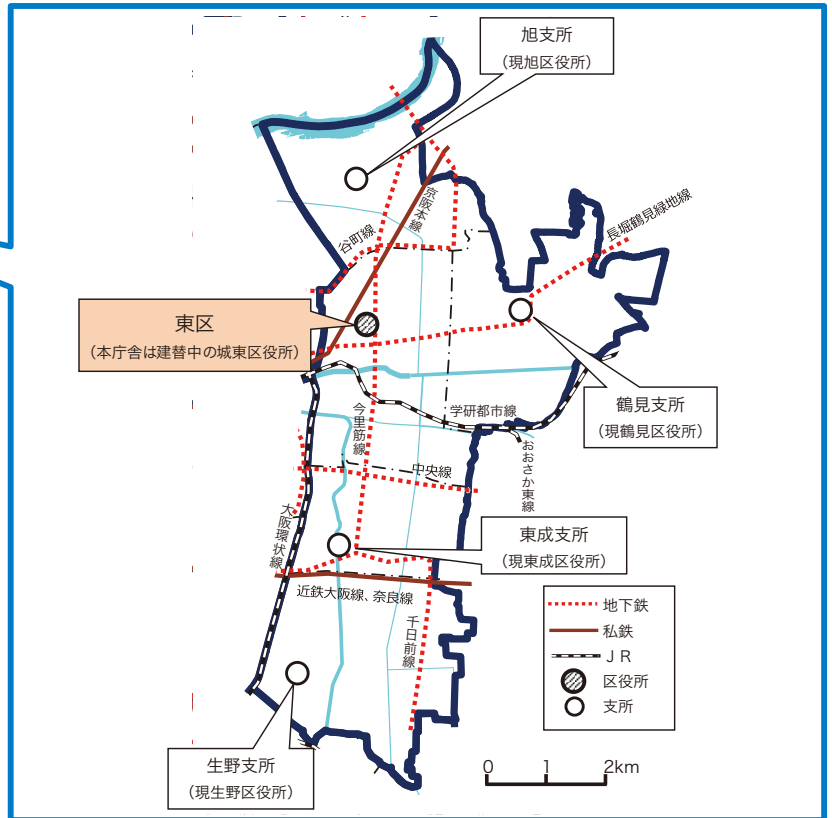
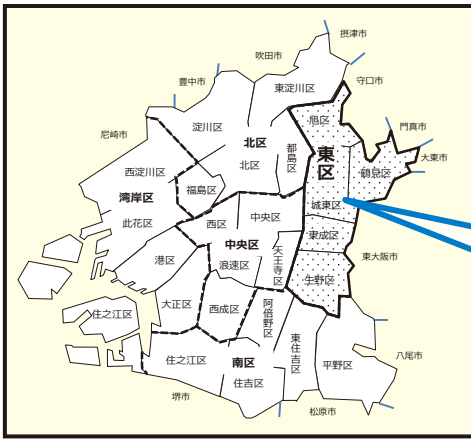
全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
1兆4,334億円	16,200か所	188,286人
商業販売額		工業出荷額
1兆1,308億円		1兆2,279億円

【子育て・教育】

(H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
60カ所	23園	49校	21校	13校	2校

③一Ⅲ 東区の概要



【特別区の区域】

城東区、東成区、生野区
旭区、鶴見区

【人口】

583,709人(平成22年国勢調査)

【面積】

35.81k m²

【本庁舎(主たる事務所)】

現在建替中の城東区役所

【区議会議員の定数】

19人

*支所の名称は仮称
*建設により新たな庁舎の確保が必要

【支所】

現 東成区役所、現 生野区役所、現 旭区役所
現 鶴見区役所

(現在の区役所は区の支所として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)

■東区の主要統計

【人口等】

(H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
583,709人	477,388人	547,920人
年齢別人口比		
15歳未満	15~64歳	65歳以上
12.7%	63.7%	23.6%
世帯数	昼夜間人口比	面積
266,696世帯	94%	35.81km ²

【産業】

(H24 経済センサス等)

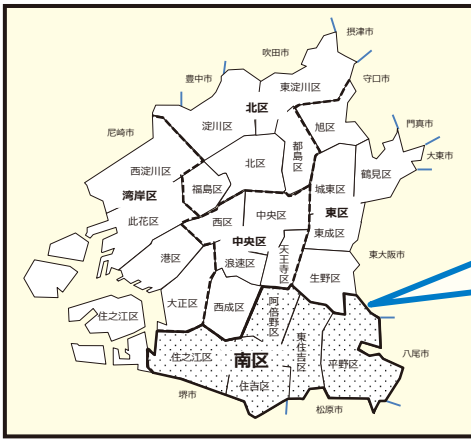
全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
1兆4,643億円	28,276か所	206,466人
商業販売額		工業出荷額
1兆2,873億円		7,267億円

【子育て・教育】

(H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
92カ所	42園	69校	33校	15校	2校

③-Ⅳ 南区の概要



【特別区の区域】

平野区、阿倍野区、住吉区
東住吉区の全域
住之江区の一部
(湾岸区となる区域を除く)

【人口】

693,405人(平成22年国勢調査)

【面積】

50.73k m²

【本庁舎(主たる事務所)】

現 阿倍野区役所

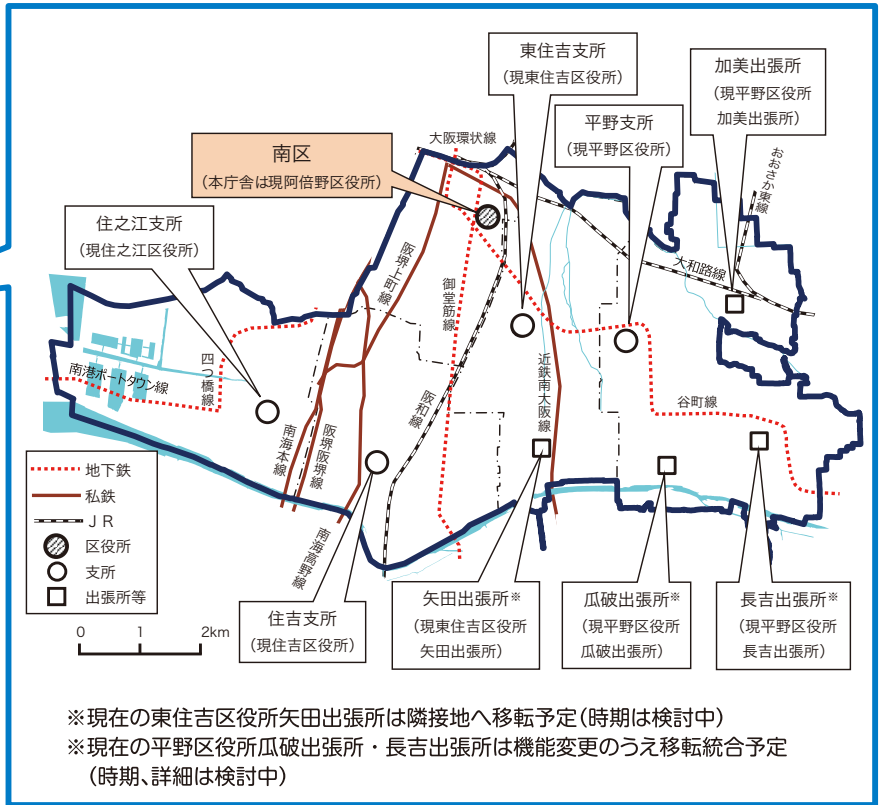
【区議会議員の定数】

23人

【支所等】

現 平野区役所、現 住吉区役所、現 東住吉区役所、現 住之江区役所
現 東住吉区役所矢田出張所
現 平野区役所加美出張所・瓜破出張所・長吉出張所

(現在の区役所等は区の支所等として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)



*支所等の名称は仮称
*建設により新たな庁舎の確保が必要

■南区の主要統計

【人口等】

(H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
693,405人	511,978人	673,697人
年齢別人口比		
15歳未満	15~64歳	65歳以上
12.9%	62.7%	24.4%
世帯数	昼夜間人口比	面積
315,466世帯	97%	50.73km ²

【産業】

(H24 経済センサス等)

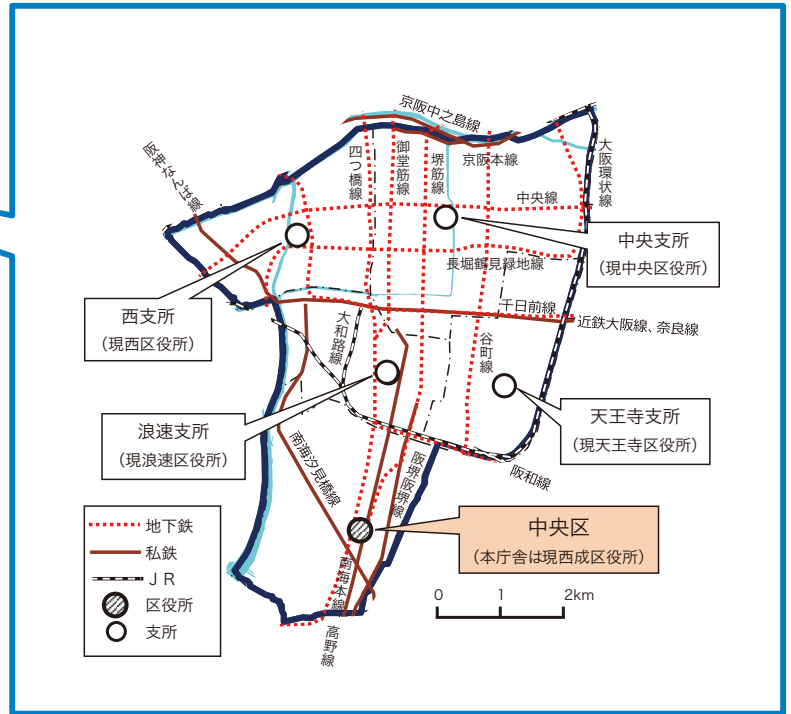
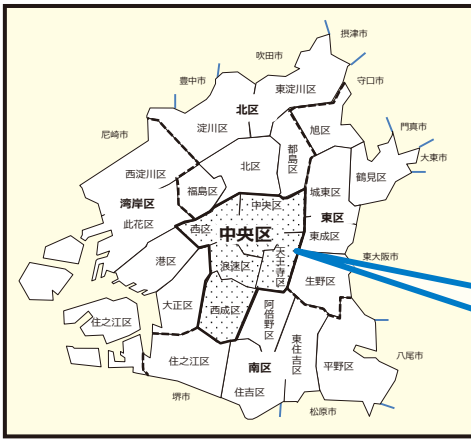
全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
1兆6,036億円	29,396か所	242,621人
商業販売額		工業出荷額
2兆905億円		4,765億円

【子育て・教育】

(H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
102カ所	60園	78校	43校	22校	7校

③-V 中央区の概要



【特別区の区域】
 西成区、中央区、西区
 天王寺区、浪速区

【人口】
 415,237人(平成22年国勢調査)

【面積】
 30.60k m²

【本庁舎(主たる事務所)】
 現 西成区役所

【区議会議員の定数】
 13人

*支所の名称は仮称
 *建設により新たな庁舎の確保が必要

【支所】
 現 中央区役所、現 西区役所、現 天王寺区役所
 現 浪速区役所
 (現在の区役所は区の支所として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)

■中央区の主要統計

【人口等】 (H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
415,237人	444,933人	983,087人
年齢別人口比		
15歳未満	15~64歳	65歳以上
8.8%	68.9%	22.3%
世帯数	昼夜間人口比	面積
242,045世帯	237%	30.60km ²

【産業】 (H24 経済センサス等)

全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
7兆6,842億円	60,807か所	837,605人
商業販売額		工業出荷額
18兆8,335億円		2,587億円

【子育て・教育】 (H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
56カ所	33園	49校	28校	25校	3校

④ 町の名称

*「④町の名称」では、町の名称の取扱いについての考え方をお示ししています。

■基本的な考え方

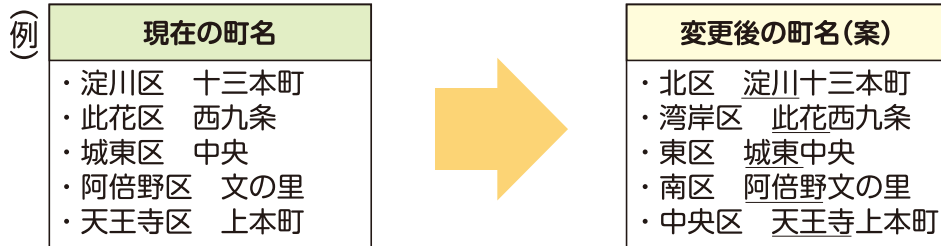
町の名称の取扱いは、地域の歴史、文化などを考慮し、平成 29 年 4 月 1 日(特別区の設置の日)までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めます。

(参考)協議会で示した考え方やイメージ

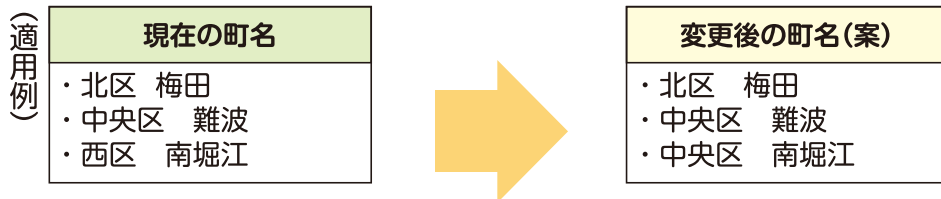
現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があると考えられることから、一定のルールに基づいて、町名に反映します。

◆原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入

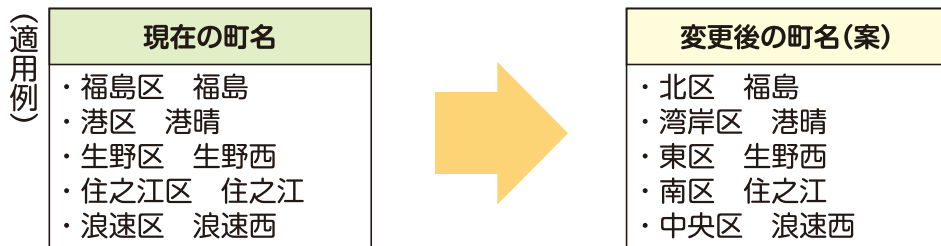
	市区名	行政区名	町名
変更前	大阪市	■■■区	○○町 × 丁目
変更後	△△区	-	■■■○○町 × 丁目



例外 1. 北区・中央区・西区については、旧町名を引き継ぐ観点から、現在の行政区名を挿入しない



例外 2. 行政区名と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しない(漢字表記も含む)



出典：第 15 回大阪府・大阪市特別区設置協議会(H26.7.9)

ひとくちメモ

特別区の設置が決まった場合は、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、住民のみなさんのご意見をお聞きして決定します。

⑤特別区と大阪府の事務の分担

*地方自治体の事務には、法律等に基づいて実施しなければならない事務(住民票、生活保護など)と、地方自治体の自由な判断で実施できる事務(生涯学習、企業支援など)があります。

*「⑤特別区と大阪府の事務の分担」では、特別区と大阪府が行う仕事の分担をお示ししています。

■基本的な考え方

大阪市と大阪府で現在行っている事務について、次の考え方により特別区と大阪府で分担します。

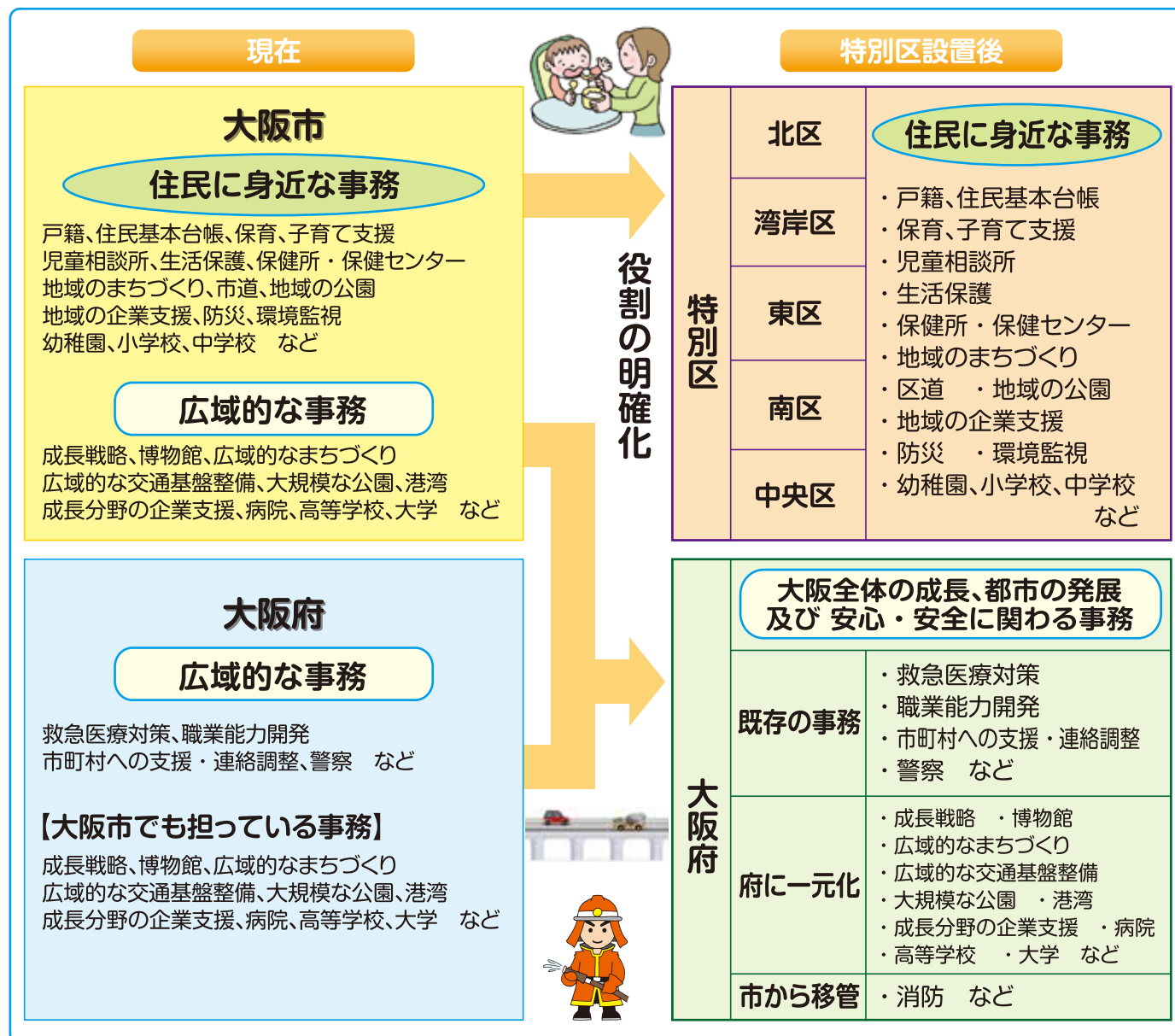
◆特別区は、基礎自治体として、住民に身近な事務を行います。

◆大阪府は、特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務などを行います。

■事務の承継にあたっては、大阪市及び大阪府は、これまで蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう適正に事務を引き継ぎます。

■特別区の設置の日以後は、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性・妥当性について十分な検討を行い、住民の福祉の向上が図られるよう、事務事業の見直しに努めます。

〈事務の分担(イメージ)〉



〈特別区設置後の特別区と大阪府の主な事務の内容〉

特別区	住民に身近な事務	
	住民生活	
	戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 パスポート交付 地域振興 地域のスポーツ施設	
	福祉・健康	
	保育 子育て支援 児童相談所 生活保護 高齢者福祉 障がい者福祉 保健所・保健センター	
	まちづくり	
	地域のまちづくり(景観地区、地区計画(大規模な再開発等促進区などを除く)など) 区道 地域の公園 区営住宅	
産 業	消防・防災	
地域の企業支援(商店街など)	防災	
環 境	教 育	
環境監視 ごみ収集	幼稚園 小学校 中学校	
*専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要があるものは、特別区が連携して行います。(P24[⑩一部事務組合、機関等の共同設置]参照)		
*現在の区役所等を特別区の本庁舎及び支所等にして、窓口業務などを引き続き行うこととしています。(P18[⑥職員の移管]参照)		

大阪府	大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務	
	都市経営	都市魅力
	成長戦略 グランドデザイン・大阪	観光 博物館 美術館
	まちづくり	
	広域的なまちづくり(都市再生特別地区、用途地域など) 広域的な交通基盤整備(鉄道、高速道路、国道・府道、空港など) 大規模な公園(大阪城公園、天王寺公園、鶴見緑地など) 港湾 下水道	
	産 業	消防・防災
	成長分野の企業支援 卸売市場	消防
健 康	教 育	
病院 精神保健福祉センター	高等学校 特別支援学校 大学	
*現在大阪府が実施している地下鉄・バス事業は、民営化を進めていますが、平成29年4月1日(特別区の設置の日)までの間に民営化が実現されない場合は、これらの事業は大阪府が行います。		

⑥ 職員の移管(特別区の職員体制)

***職員の移管とは**、特別区と大阪府が実施する事務の分担に応じて、大阪市と大阪府の職員を特別区又は大阪府の職員として引き継ぐことです。

*「⑥職員の移管」では、特別区と大阪府の職員体制の考え方をお示ししています。

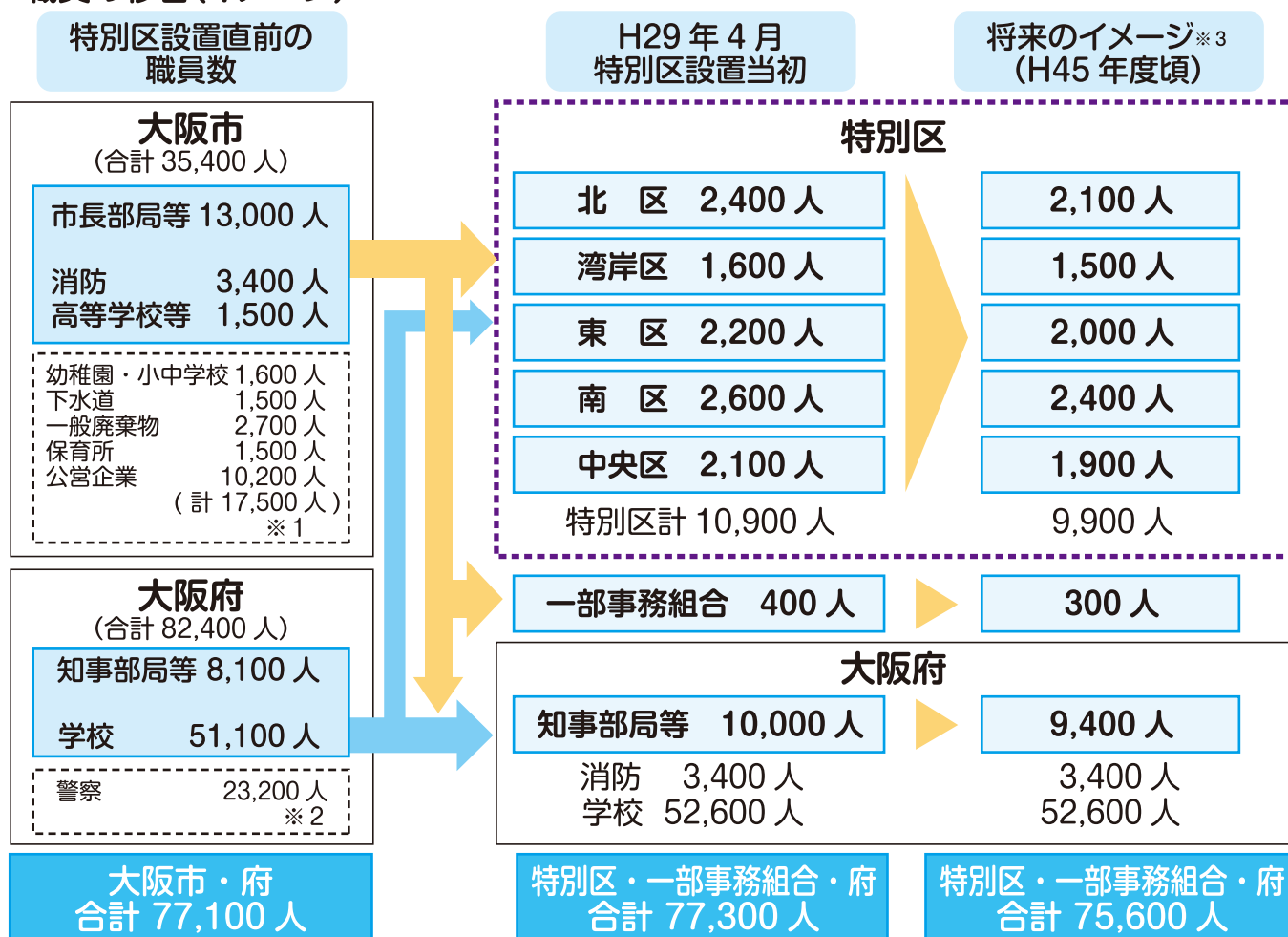


■ 基本的な考え方

- ◆ 特別区及び大阪府は、新たな事務の分担に応じ、最適な職員体制を整備します。
 - ・ 特別区は、中核市並みの権限を持ち、住民に身近な事務を行うことから、近隣中核市※5市をモデルとしたうえで、中核市の権限を上回る事務(児童相談所など)や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)を考慮した体制を整えます。
 - ※近隣中核市とは、大阪都市圏にあって30万人以上の人口を有する豊中市、高槻市、東大阪市、尼崎市、西宮市の5市
 - ※湾岸区の職員体制は、同じ大阪湾に面している尼崎市や西宮市を含む近隣中核市を参考にしており、防災や危機管理に必要な体制も確保されます。
 - ・ 大阪府は、現在大阪市ので行っている成長戦略、都市の発展及び大阪全体の安心・安全に関わる事務を引き継いだ後も、なお引き続き、全国でも有数の効率的な体制をめざします。
- ◆ 特別区の設置を機に、これまでの大阪市、大阪府の組織の枠にとらわれず、適材適所による最適な職員配置を実施していきます。

■ 特別区では、区長のもと、独立した自治体として運営を行うための行政組織をそれぞれ整備します。

< 職員の移管(イメージ) >

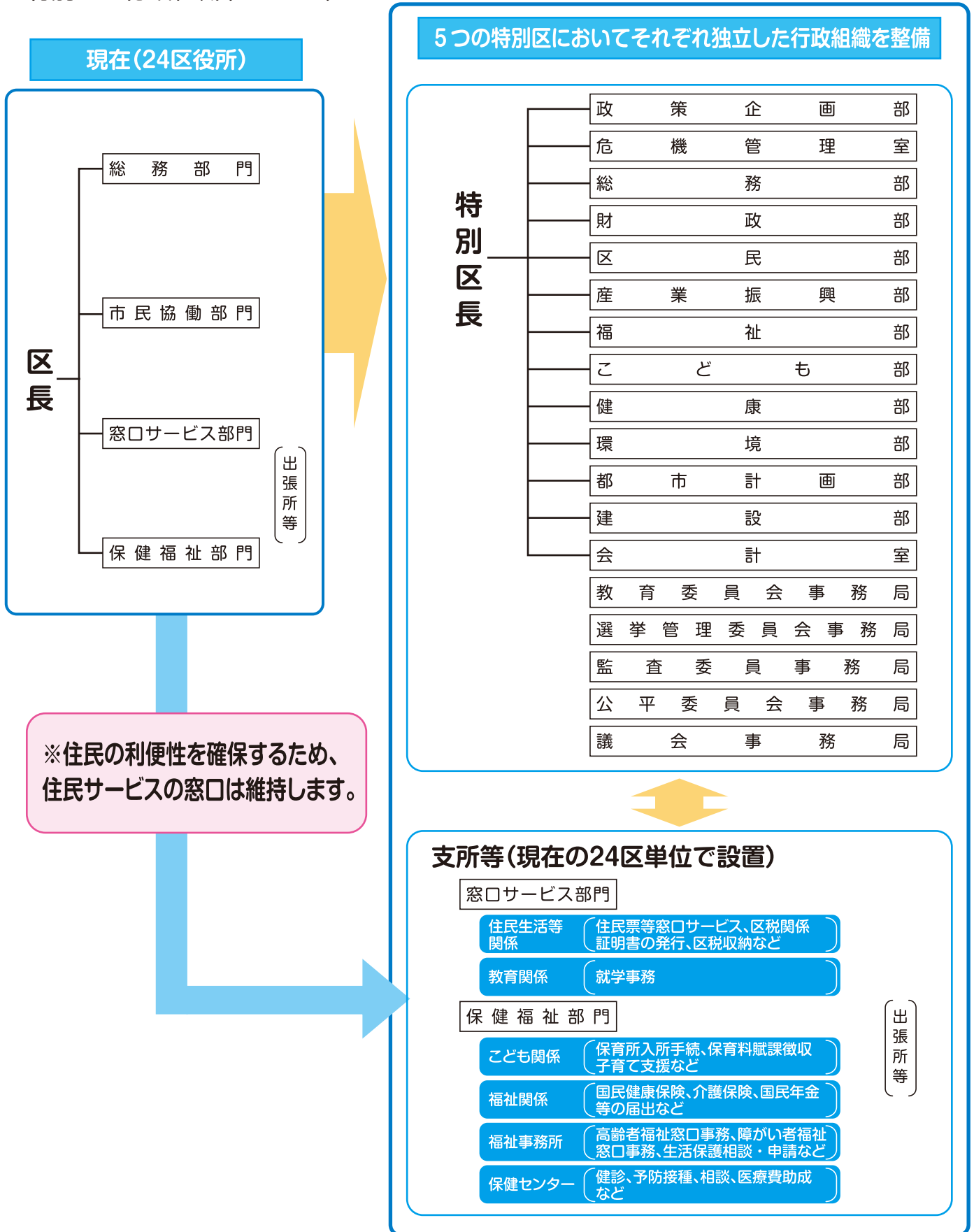


*職員数については、平成26年7月時点で試算した概数で表しています(退職の動向や民営化等の検討の状況などにより変更があります)

*大阪市の「 」内の職員(※1の計17,500人)については、民営化等を検討しているものです。最下段の合計欄は、この17,500人と大阪府の警察23,200人(※2)を除いています

*「将来のイメージ」(※3)は、「基本的な考え方」を踏まえて試算したものであり、行政改革(アウトソーシング等)を進めた場合の見込みです

<特別区の行政組織(イメージ)>



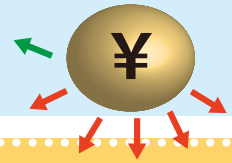
*組織の名称はイメージを表すものであり仮称です

⑦税源の配分・財政の調整

***税源の配分**とは、税金の種類ごとに、特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。

財政の調整とは、仕事に必要な財源を特別区と大阪府に分けるとともに、各特別区に配る時には特別区ごとで収入に大きな差がでないように調整することです。

*「⑦税源の配分・財政の調整」では、特別区と大阪府の税源の配分、並びに大阪府と特別区及び各特別区間の財政の調整方法をお示ししています。



■基本的な考え方

- ◆各特別区で必要なサービスの提供ができる財源を確保し、各特別区間の税収格差を是正します。
- ◆大阪府には、大阪市から移管される事務に応じた財源を配分します。

■特別区と大阪府に配分する財源は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合（大阪府の条例で定める割合）は、特別区の設置後3年間は毎年、その後は概ね3年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）〔P25参照〕で検証します。

<特別区の財源(イメージ)>

《北区の例》*湾岸区、東区、南区、中央区も同様

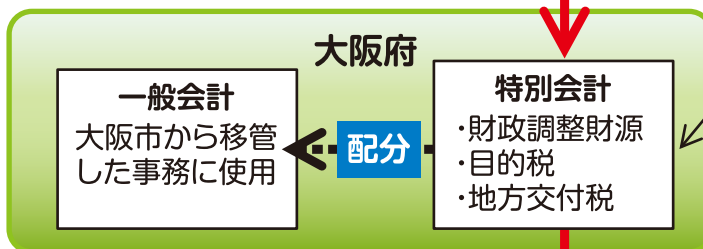
みなさんに納めていただく特別区税
 ・個人市民税
 ・市たばこ税
 ・軽自動車税 など

みなさんに納めていただく大阪府税
 ・法人市民税
 ・固定資産税
 ・特別土地保有税
 ・事業所税
 ・都市計画税

} 財政調整財源
 } 目的税

国

地方交付税



特別区財政調整交付金・目的税交付金
 [各特別区の税収格差を是正]

*大阪府・特別区協議会(仮称)で協議

北区

湾岸区、東区、南区、中央区
 も同様

1. 特別区と大阪府の税源の配分

地域的な税収格差が大きい法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税の5税を大阪府の税とします。その他の個人市民税、市たばこ税、軽自動車税などは特別区の税とします。

2. 特別区と大阪府の財政の調整

特別区がサービスを行うのに必要な財源を確保します。そのため、各特別区の間で収入に大きな差がでないように調整して配分します。

また、大阪府は、大阪市から移管される事務を行うのに必要な財源を受け取ります。

(1) 特別区財政調整交付金

- ・ 財政の調整のために大阪府が特別区に配分するものが、「特別区財政調整交付金」です。この額は、地方自治法で、法人市民税、固定資産税、特別土地保有税の収入額に大阪府の条例で定める割合(配分割合)を掛けて算出する額と定められています。
- ・ また、この算出した額だけでは財政の調整に不足する場合、大阪府の条例で定める額を加算することになっています。

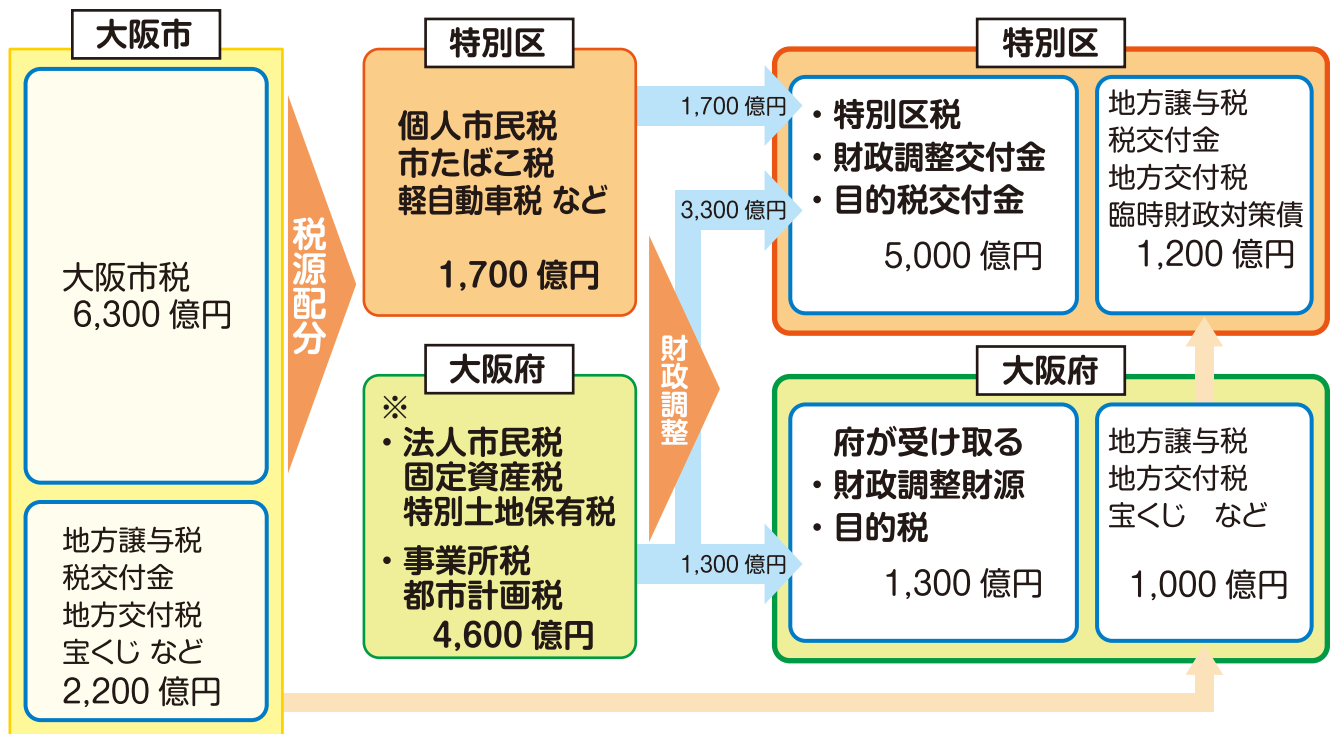
*なお、この配分割合は、消費税など国の制度の影響を受けることから、特別区設置の日までに知事と市長で調整することになっています。

(2) 目的税交付金

- ・ 事業所税と都市計画税は、目的税として、大都市地域における都市環境の整備や、下水道、都市計画道路などの事業に使い道が決められています。
- ・ これらの事業も特別区と大阪府で事務を分担するので、それに見合うように財源を配分します。特別区には、特別区財政調整交付金と区別し、「目的税交付金」として配ります。

<税源の配分と徴収後のお金の流れ(イメージ)>

※財政調整財源・目的税(4,600億円)は、大阪府の特別会計で管理し、その配分割合を特別区設置後3年間は毎年、その後は概ね3年毎に大阪府・特別区協議会(仮称)で検証します。その際、大阪府の受け取る財政調整財源等が大阪市から移管された事務の分担に応じて使われているか検証します。



平成 24 年度決算に基づく試算

財政調整財源の配分割合は、平成 24 年度決算に基づいて試算した場合、特別区 77 : 大阪府 23 となります。なお、上記 2 (1) * のとおり、この配分割合については、特別区設置の日までに知事と市長で調整します。

⑧大阪市の財産の取扱い

*大阪市の財産とは、学校・公園等の土地や建物、株式、貸付金等の債権、様々な目的のために積み立てている基金(いわゆる貯金)などのことです。

*「⑧大阪市の財産の取扱い」では、これらの財産の承継先をお示ししています。



■基本的な考え方

大阪市の財産は、市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものです。これを踏まえ、財産をその性質に応じて以下の2つに区分し、適切に承継します。

- ◆学校や公園など、住民サービスを進めるうえで必要な財産は、事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継します。
- ◆株式、出資による権利や債権、基金等の財産は、特別区が承継することが基本です。大阪府が処理する事務に密接不可分な財産に限り、大阪府が承継します。

◆大阪府が承継する財産は、事業が終了した後、その取扱いについて大阪府・特別区協議会(仮称)〔P25 参照〕で協議します。

1. 学校や公園など、住民サービスに必要な財産の取扱い (行政財産など)

◆財産に関連する事務の分担に応じて、所在地の特別区や大阪府がそれぞれ承継します。

承継先		主なもの
特別区	所在地の特別区	幼稚園、小・中学校、市(区)営住宅、市(区)道、地域の公園、中央図書館など
	一部事務組合	市(区)民学習センター、中央体育館、大阪プール、斎場など
大阪府		高等学校、博物館、国・府道、大規模な公園、消防施設など

2. 株式、債権や基金など、上記以外の財産の取扱い (普通財産など)

- ◆特別区が承継することを基本とします。
- ◆大阪府は、港湾、空港、高速道路、大学などの広域的な事業、財務リスクの管理、発行済みの大阪市債の返済といった、大阪府が処理する事務に密接不可分な財産に限り、承継します。

<特別区が承継する財産とその配分方法>

区分	主なもの	配分方法
① 株式・出資による権利	関西電力(株)株式など法人・会社への出資金や株式	各特別区に等分
② 債権	府育英会貸付金など各種法人への貸付金	各特別区に等分
	災害援護資金貸付金など個人向けの貸付金	各特別区の残高に応じて配分
③ 基金	財政調整基金、各種目的の積立基金など	人口によって按分
	区政推進基金など地域が特定された基金	関係する特別区に配分
上記以外のもの	未利用地*など	所在地の特別区に承継

*未利用地のうち処分(売却)するものとされた「処分検討地」は、一部事務組合に引き継いで、特別区共有の財産として売却に取り組みます。

<大阪府が承継する財産>

区分	主なもの
①株式・出資による権利	大阪港埠頭(株)、関西国際空港土地保有(株)、ATC(株)などの株式 阪神高速関係の独立行政法人、市立大学への出資など
②債権	大阪港埠頭(株)、関西国際空港土地保有(株)、ATC(株)などへの貸付金 阪神高速関係の独立行政法人、市立大学への貸付金など
③基金	公債償還基金(大阪市債の償還のための積立基金) 財政調整基金の一部(ATCなど3社の「財務リスク」とされる借入金残高に限る)

3. 公営企業等の財産の取扱い

◆公営企業等が取得・保有している財産は、事業を承継する団体が会計ごとまとめて承継します。

承継先	対象となる事業
特別区 (一部事務組合)	水道事業、工業用水道事業
大阪府	中央卸売市場事業、港営事業、下水道事業

◆特別区設置の日までに地下鉄・バス事業が民営化されない場合は、大阪府が承継先となります。特別区の設置後に民営化されたときは、新会社の株式は、特別区に配分します。

<財産の承継(イメージ)>

*百億円未満を四捨五入した数値を表示。そのため、内訳と合計額が合致しない

大阪市の財産	承継先		大阪府が承継する財産の 主な内容(億円)	
7兆6,900億円	特別区等 (75.1%) 5兆7,700億円	土地・建物・物品	5兆5,400億円	《株式》 大阪港埠頭(株) 300 関空土地保有(株) 500 ATCなど3社 400 《出資》 阪神高速関係 1,200 市立大学 1,000
		株式・出資	600億円	
		債権	600億円	
		基金	1,200億円	
	大阪府 (24.9%) 1兆9,100億円	土地・建物・物品	1兆 300億円	《基金》 公債償還基金 4,200 財政調整基金(一部) 400
		株式・出資	3,500億円	
		債権	800億円	
		基金	4,600億円	

*金額はH24 一般会計・政令等特別会計の決算数値などを用いて集計。特別区設置の日までの間に数量や金額の変更が生じます。

⑨大阪市の債務の取扱い

*大阪市の債務には、大阪市債と債務負担行為があります。

- ◆ 大阪市債とは、建設事業等を行うための資金について、年度を越えて借り入れる借金のことです。
- ◆ 債務負担行為とは、複数年度にまたがり学校の建設工事などの契約を行い、次年度以降の債務の負担を約束することです。

*「⑨大阪市の債務の取扱い」では、これらの債務の承継先や負担方法をお示ししています。



■基本的な考え方

- ◆ 大阪市が負担していた債務は、確実に履行していきます。
- ◆ 発行済みの大阪市債は、大阪府が承継します。その返済費用は、大阪府や特別区などが、事務の分担に応じて負担します。
- ◆ 債務負担行為は、事務の分担に応じて、大阪府や特別区が承継します。

1. 大阪市債の取扱い

- ◆ 発行済みの大阪市債は、大阪府がまとめて承継します。
- ◆ 返済費用は、大阪府、特別区などが、事務の分担などに応じて負担します。
 - 一般会計等の市債は、事務の分担割合に応じて、大阪府が3割、特別区が7割を負担します。
 - 各特別区の負担額は、人口を基本に按分します。
- ◆ 大阪府や各特別区の負担額は、税源の配分や財政調整の仕組みによって必要な財源が確保されます。

2. 大阪市債以外の債務の取扱い（債務負担行為）

- ◆ 年度を越えて支出を予定している債務は、それぞれの事務に応じて、大阪府や特別区が承継します。
- ◆ ATC、MDC、クリスタ長堀にかかる財務リスク（損失補償債務）は、大阪府が承継します。また、将来に財政負担が発生した場合の備えとして、財政調整基金の一部を大阪府に承継します。なお、財務リスクがなくなったときは、財政調整基金をはじめ財務リスク関連の財産の取扱いについて、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）〔P25 参照〕で協議します。

<債務の承継（イメージ）>

*百億円未満を四捨五入した数値を表示。そのため、割合は合致しない

大阪市の債務	承継先	
大阪市債 3兆3,000億円	大阪府 (100%)	3兆3,000億円
大阪市債以外の債務 (債務負担行為) 1,300億円	大阪府 (18.8%)	200億円
	特別区等 (68.7%)	900億円
	大阪府と特別区等の所管が混在するもの (12.5%)	200億円

*金額はH24 一般会計・政令等特別会計の決算数値などを用いて集計。特別区設置の日までの間に数量や金額の変更が生じます。

⑩一部事務組合、機関等の共同設置

*これらは、特別区が連携して仕事を行うために法律で定められた仕組みの一つです。

一部事務組合は、複数の地方公共団体が、事務を共同して処理するために設ける団体のことです。

機関等の共同設置は、複数の地方公共団体が、共同で組織を設置する仕組みのことです。

*「⑩一部事務組合、機関等の共同設置」では、これらの仕組みで行う事務をお示ししています。

■基本的な考え方

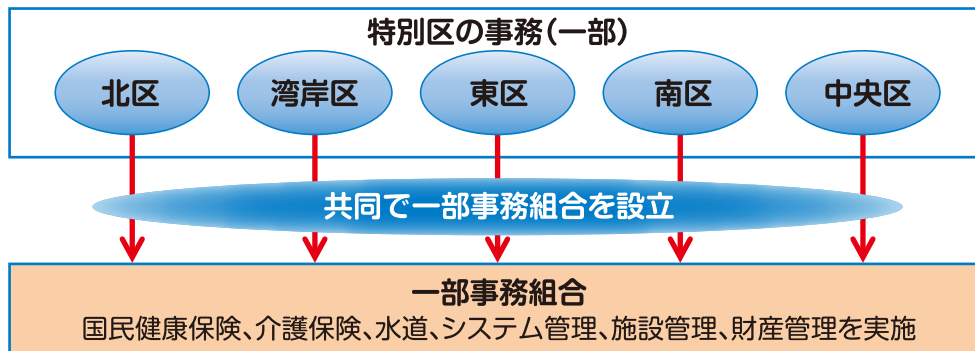
特別区が担う事務は、各特別区において実施することを原則としますが、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要があるものについては、一部事務組合や機関等の共同設置等により、特別区が連携して行います。

1. 全特別区による一部事務組合

実施する事務

- ・国民健康保険事業 ・介護保険事業 ・水道事業及び工業用水道事業 ・システム管理
 - ・施設管理(弘済院、障がい者スポーツセンター、中央体育館、泉南メモリアルパーク など)
 - ・財産管理(売却予定地の管理・処分 など)
- *特別区の手務：約 1,670 事務 → そのうち、約 120 事務を一部事務組合で実施
(半数はシステム管理事務)

<一部事務組合(イメージ)>



《大阪府内における一部事務組合の事例(全31組合)》

平成 26 年 11 月 25 日現在

(例) 事務の内容	組合名	設立年月日	構成団体
消防	大東四條畷消防組合	H25.11.1	大東市、四條畷市
処理場 (し尿・ごみ)	南河内環境事業組合	S42.10.19	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村

2. 全特別区による機関等の共同設置

身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、監査委員・監査委員事務局

3. 特別区及び他の市町村による一部事務組合・広域連合

現在、大阪市が構成団体となっている一部事務組合等については、引き続き特別区が構成団体となって事務を行います。

淀川左岸・淀川右岸・大和川右岸水防事務組合、大阪府後期高齢者医療広域連合
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が行っている事務

⑪大阪府・特別区協議会(仮称) ～大阪府と特別区の連絡調整の場～

*「⑪大阪府・特別区協議会(仮称)」では、委員構成や協議事項などについての考え方をお示ししています。

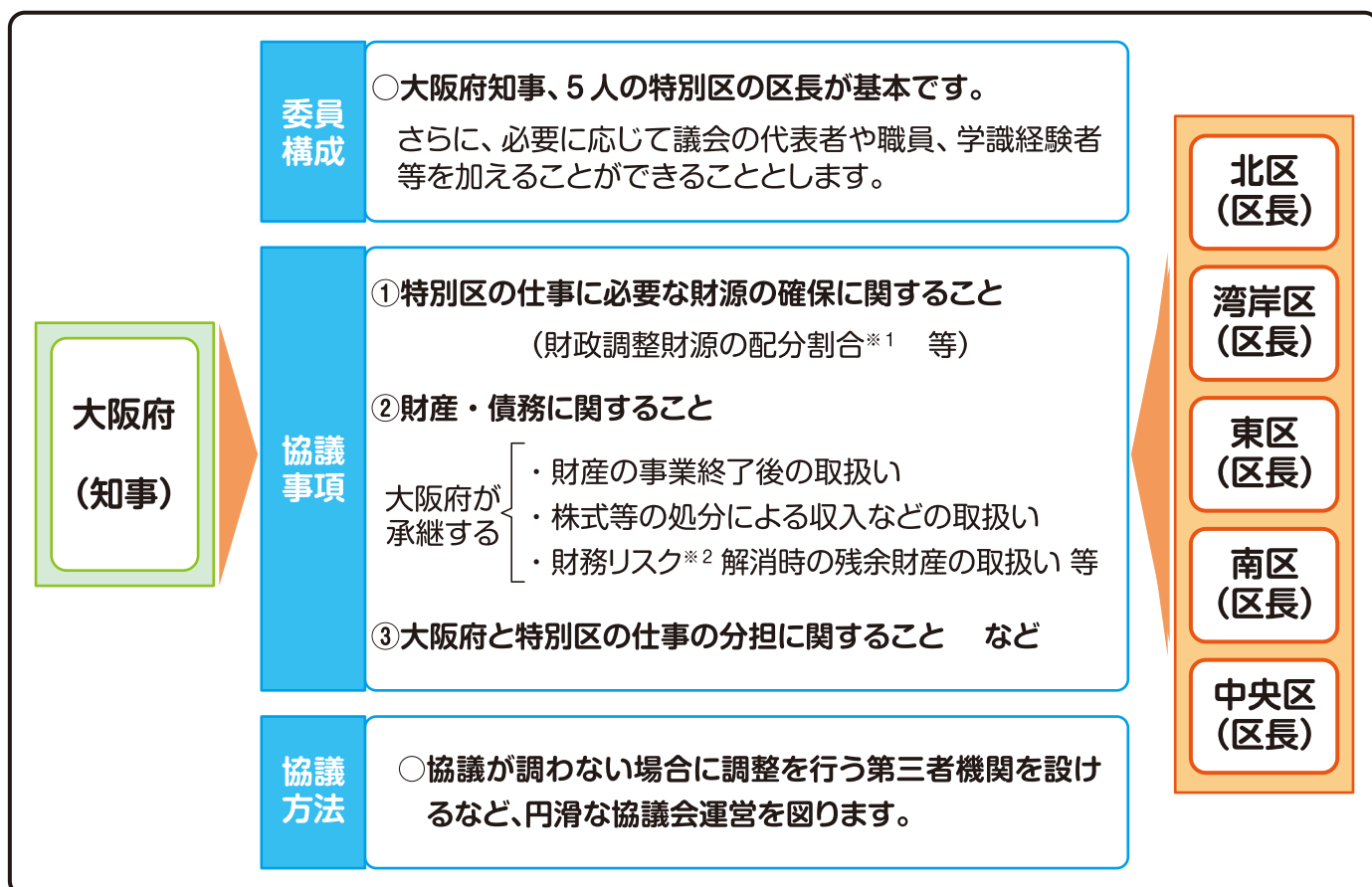
■基本的な考え方

- ◆大阪府と特別区及び特別区相互の間の協議・調整のため、法律に基づいて大阪府・特別区協議会(仮称)を設置します。
- ◆知事と区長が、特別区の仕事に必要な財源の確保(財政調整財源の配分割合)や大阪市から大阪府へ承継した財産の取扱いなど、特別区にとって重要な事項について、対等・協力の立場で協議・調整します。
- ◆協議が調わない場合に備えて第三者機関を設け、円滑な協議・調整を図ります。



*特別区設置が決定した場合、上記基本的な考え方に基づき、具体的な仕組みづくりを進めていきます。

<大阪府・特別区協議会(仮称)のすがた>



* 1 P19「⑦税源の配分・財政の調整」参照

* 2 P23「⑨大阪市の債務の取扱い」参照

【参考】地方自治法 第282条の2第1項

都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。